平成２６年（フ）第８３号
秋田市横森５丁目６番３―11号、住民票上の住所秋田市仁井田目長田３丁目４番３号アーバンハイツ古川202号
破産者　細谷　友育
1　決定年月日　平成26年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１０７号
福島市上名倉字吉前45番地の９
破産者　風間美也子
1　決定年月日　平成26年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２６年（フ）第２４号
福島県いわき市平字城東２丁目７番地の20　エスポアール城東206
破産者　山野邉正幸
1　決定年月日　平成26年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所いわき支部

平成２５年（フ）第１３８２号
横浜市青葉区寺家町548番地２　特別養護老人ホーム　ヴェルデの森
破産者　堀内　　久
成年後見人　社会福祉法人横浜市社会福祉協議会
1　決定年月日　平成26年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第５３号
神奈川県鎌倉市岩瀬310番地　藤和鎌倉岩瀬ホームズ806号
破産者　泉　　玲子（旧姓吉村）
1　決定年月日　平成26年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第７５５号
神奈川県秦野市鶴巻北１―15―１、住民票上の住所神奈川県秦野市鶴巻南５丁目16番20―101号
破産者　宮川　　明
1　決定年月日　平成26年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１３６号
長野県松本市小屋北２丁目１番24号、旧表示長野県松本市大字芳川小屋464番地３
破産者　青木　一義
1　決定年月日　平成26年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２６年（フ）第３５号
長野県飯田市上郷飯沼2723番地３　宮の前ハイツ11号
破産者　三澤　浩司
1　決定年月日　平成26年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所飯田支部

平成２６年（フ）第９６号
愛知県新城市長篠字段子72番地３
破産者　米山　正一
1　決定年月日　平成26年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２６年（フ）第５４号
滋賀県東近江市東沖野２丁目６番22号レオパレスアイエス209号室、前住所大阪市城東区野江１丁目10番７号キリヤママンション310号
破産者　松崎　　健
1　決定年月日　平成26年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２６年（フ）第２３号
山口県防府市大字田島527番地の１　レオパレス華陽102、前住所山口県防府市大字浜方703番地の73
破産者　内田　志郎
1　決定年月日　平成26年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１７号
徳島市末広１丁目２番73―301号、旧住所徳島市新浜町１丁目３番12―1235号
破産者　中村　　剛
1　決定年月日　平成26年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３７２号
福岡市博多区比恵町10番１号
破産者　兼坂美智子
1　決定年月日　平成26年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第６０６号
福岡県糟屋郡新宮町大字上府1708番地　ザ・プレース新宮中央302号
破産者　三代由美子
1　決定年月日　平成26年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第７０２号
福岡市早良区田隈３丁目68番４―１号
破産者　小田　澄夫
1　決定年月日　平成26年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第７２０号
福岡市城南区七隈５丁目４番18号
破産者　加藤　新次
1　決定年月日　平成26年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

免責許可決定

平成２５年（フ）第５７８号
千葉県流山市江戸川台西１丁目40番地　ＴＹハイツ101
破産者　宮崎美智代
1　決定年月日　平成26年８月25日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第１２０号
千葉県松戸市東松戸１丁目３番地の８　東和ビル301号、住民票上の住所千葉県松戸市東松戸１丁目３番地の８　アルブル・ド・ソア301号
破産者　村上　恵介
1　決定年月日　平成26年８月25日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部